【廃止・休止の届出について】

・廃止年月日・休止年月日は、サービス提供最終日としてください｡

・廃止・休止の1ヶ月前までに届出してください。

○提出書類

・廃止・休止届出書

・廃止・休止のサービス提供最終日、休止の場合は休止期間が明記された会議等の議事録又は決定書等。

・利用者が必要なサービスを引き続き利用できるよう、ほかサービス事業者との引き継ぎ状況がわかる書類（任意様式）。